

# KLU フレンドリークラブ会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会はKLUフレンドリークラブと称する。  
第2条 クラブの事務所を国際労働組合（港区赤坂2-8-3）内におく。

## 第2章 目的

- 第3条 国際労働組合運動方針の、定年後においても労働組合や仲間とのつながりが持てる制度に基づき、定年後において趣味・スポーツ・旅行など通して親交を深めるとともに、ふれあいを大切にするを目的とする。  
第4条 クラブの運営活動は会則に基づき自主性を持ち、民主的に行う。

## 第3章 会員資格

- 第5条 本会は国際労働組合の組合員として組合加入5年以上で定年退職した男性もしくは労供事業に登録した者で支部役員の紹介及びフレンドリークラブ会員が紹介した者、組合加入3年以上で退職した女性、組合加入10年以上で個人タクシーを開業するために退職した者、その他役員会が認めた者をもって会員資格とする。

## 第4章 加入と喪失

- 第6条 加入手続  
本会の会則に賛同し加入しようとする者は所定の入会申込に年会費を添えて申し込むものとする。  
第7条 資格の喪失  
会員は次に掲げる場合はその資格を喪失する。  
① 死亡  
② 退会を受理されたとき  
③ 会費を滞納したとき  
④ 会の名誉を毀損したとき

- ⑤ その他、資格の喪失は役員会にて決定する。

## 第5章 総会

- 第9条 年1回総会を行い活動報告・会計報告・会計監査報告および役員人事についての承認を受ける。

## 第6章 役員

- 第10条 クラブに次の役員をおくことができる。
- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1名  |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 会 計   | 1名  |
| 幹 事   | 若干名 |
| 会計監査  | 1名  |
- 第11条 会長の選出については国際労働組合の中央執行委員会で推薦し、総会で承認を受けること。  
第12条 副会長、会計については会長が推薦し、総会で承認を受ける。  
第13条 幹事、会計監査については会長・副会長・会計が推薦し、総会で承認を受ける。  
第14条 役員の任期については2年とし、再選を妨げない。補充された者の任期はすべて残存期間とする。

## 第7章 会計

- 第15条 クラブの経費は年会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。  
第16条 年会費は1人3,000円とする。  
年会費は中央労働金庫霞が関支店KLUフレンドリークラブの口座に毎年2月末日までに振り込むものとする。  
振込先：中央労働金庫霞が関支店  
ケイエルユーフレンドリークラブ

# KLU フレンドリークラブ会則

普通口座 6 7 7 6 1 3 3

なお、下記方法でも受けつける。

- ① KLUフレンドリークラブ事務局宛に現金書留で入金。  
〒107-0052 東京都港区赤坂2-8-3 (km赤坂ビルANNEX II 3  
階) 国際労働組合KLUフレンドリークラブ事務局

②定例総会における年会費の入金。

第17条 中途入会者についての年会費については下記の通りとする。

①1月から6月までの入会者……3,000円

②7月から12月までの入会者…2,000円

第18条 中途脱退者の年会費は返還しない。

第19条 年会費の期間は1年間と定め、1月から12月までとする。

第20条 会計業務については会計が行う。

第21条 会計監査は年1回行い、総会にて報告する。

## 第8章 役員手当及び交通費

第22条 役員手当を次の通り定める。

会長 円

副会長・幹事 円

会計 円

2 役職を兼任しても手当は重複して支払わない。

第23条 役員会に出席した役員及び出席依頼者には交通費を支給する。

①交通費は一律 円とする。

②交通費の金額は役員会で決定する。

## 第9章 特典

第24条 国際労働組合主催の下記行事に参加することができる。

- ①KLUフェスティバル・ゴルフ大会・ボウリング大会・へら鮎  
つり大会・ゆうゆうサークルなど（参加費は個人負担。参加賞  
のみとし入賞はできない。）

②国際労働組合の下記福利厚生施設利用ができる。

タングラム斑尾東急リゾート、東急ハーヴェストクラブ・フ  
ィットネスクラブの利用（空室ある場合利用可能）、提携ゴ  
ルフ場の利用

③希望者への労報「KOKUSAI」配布。

④KLUフレンドリークラブメンバーズカード配布

## 第10章 名簿管理

第25条 会員名簿などについては、国際労働組合KLUフレンドリークラブ事  
務局が管理する。

## 第11章 附則

第26条 この会則は総会の承認を経なければ改廃することはできない。

第27条 この会則は2001年1月24日より実施する。

改正2004年1月19日

改正2005年1月24日

改正2007年1月20日

改正2011年1月29日

改正2012年1月28日

改正2014年1月25日

改正2017年1月28日

改正2019年1月26日

改正2023年1月28日

改正2024年1月27日